

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

業者の称号又は名称	本社又は営業所の所在地
世紀東急工業（株）	東京都港区芝公園 2-9-3
（株）ガイアート	東京都新宿区新小川町 8-27

2 指名停止措置期間

令和元（2019）年 9 月 11 日から令和元（2019）年 12 月 10 日まで（3 か月）

3 指名停止措置の範囲

那須塩原市が発注する工事等

4 事実概要

アスファルト合材の製造販売に関して、独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和元年 7 月 30 日、公正取引委員会から、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

5 指名停止措置理由

那須塩原市建設工事等指名停止基準別表 13 の項該当

[那須塩原市建設工事等指名停止基準別表 13 の項]

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為) 13 業務に関し、独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。）。	3 月以上 18 月以内

本件問い合わせ先

那須塩原市 総務部 契約検査課 契約係
那須塩原市共墾社 108 番地 2
電話：0287-62-7114